

## 子ども・子育て新システムの構築に当たっての基本的な考え方

平成 22 年 3 月 11 日

### 【基本的な考え方】

就学前のすべての子ども達の質のよい成育環境を整えること。それは子どもの権利条約にのっとり子どもの育ちの権利でもあるということ。

家庭、関係者、地域など大人社会が協調しあい、一体となって、すべての子どもに対して質のよい成育環境の創造に努めること。

男女共同参画の定着や労働力人口の減少などを踏まえ、女性が希望する社会参加を実現するためには、幼保一体化や質の確保された保育サービスメニューの多様化によって、仕事と家庭の両立が可能な環境を十分に整備すること。

子育て現場を支援する行政の即応性と柔軟性を高めるために、子どもに関する施策の推進体制の一体化を図るとともに、総合的にすべての子ども・子育て家庭への支援を行う「子ども家庭省（仮称）」の将来的な設置に向けた準備をすること。

## 子ども・子育て新システム検討会議作業グループにおける

### 主なヒアリング項目

#### 幼保一体化

就学前における教育・保育のあるべき姿を目指した幼保一体化

- ・ 確固たる理念を共有する幼稚園教育要領と保育所保育指針の統合と、家庭や地域を含めた社会全体への深化
- ・ 「幼稚園」「保育所」の一体化と「こども園(仮称)」の位置づけ
- ・ 制度面(利用者の視点に立った制度の一体化)
- ・ 財政面(統一的な体系の下での仕組み)

幼保一体化の推進による三歳未満児の保育ニーズへの対応

「保育に欠ける要件」の見直しによるすべての子育て家庭への支援

#### 実施体制

国の実施体制の一元化(厚労省と文科省の関連部局を統合した将来的な「子ども家庭省(仮称)」の創設)

地方における実施体制

## 費用負担

「未来への投資」として社会全体(国・地方・事業主・国民個人)による費用負担

### ・例えば、フランスの「全国家族手当金庫」の仕組み

社会全体(国・事業主・国民個人)が負担する仕組み、子育て支援に係る財源の一元化、ステークホルダーが運営に参加する仕組み

### ・国・地方の役割分担

## 保育制度改革

保育の必要性の認定の仕組みによる例外のない子どもへのサービス保障

多様なサービス類型と指定制による参入促進(質を確保した量の拡大)

一時預かり、家庭的保育(保育ママ)等の補助の在り方

認可外保育施設(認証保育所等)の位置づけ

運営費使途制限等の見直しなど NPO・企業も含めた事業者間のイコールフットディング

資格・質・待遇等サービスの質の向上

利用者負担の在り方

## 切れ目のないサービス保障

包括的・一元的な制度の実現による切れ目のないサービス保障

- ・ 育児休業～保育～放課後対策
- ・ 働き方を問わないすべての子育て家庭支援
- ・ 現金給付・現物給付 - 子ども手当とサービス給付とのバランス